

計画書

甲賀都市計画区域区分の変更（滋賀県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域および市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

区分		年次	令和 2 年 (基準年)	令和 17 年
都市計画区域内人口			7 0 . 5 千人	6 3 . 4 千人
	市街化区域内人口		3 0 . 6 千人	2 5 . 4 千人
	配分する人口		—	2 5 . 4 千人
		保留する人口	—	0 千人
		(特定保留)	—	0 千人
		(一般保留)	—	0 千人

理由

「別添理由書のとおり」

理由書

本都市計画における区域区分は、昭和 48 年の当初決定以来、6 回の定期見直しを行ってきたところですが、今回、令和 5 年度から令和 6 年度に実施した都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、当該都市計画区域内における適正かつ合理的な土地利用を実現するため、本案のとおり変更するものです。

「甲賀町鳥居野・大原中地区」、「水口町牛飼地区」については、工業施設または商業施設の計画的な市街地整備の見通しが明らかとなったため、「水口町北脇地区」については、既成市街地に連続して現に市街化しつつある土地であること、また商業施設の計画的な市街地整備の見通しが明らかとなったため、それぞれ市街化区域への編入を行います。